**平成３０年（フ）第５０号**
岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村１番地31
債務者　大磯　秀美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成３０年（フ）第２４号**
群馬県太田市浜町54番６号
債務者　桑原　征治
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２９年（フ）第４３７４号**
大阪市生野区新今里７丁目14番31号
債務者　山本　喜子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４８６号**
大阪市城東区東中浜９丁目３番９号　介護老人保健施設グリーンライフ、住民票上の住所大阪市東成区深江南１丁目４番38号
債務者　田澤　一雄
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第８２４号**
大阪市西区京町堀３丁目３番７号　メディアビル301
債務者　西田　和正
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第８４４号**
大阪市平野区加美東４丁目６番７号
債務者　島田　雄史
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９１１号**
大阪市旭区新森１丁目５番16号　大一新森マンション　202号室、前住所大阪市旭区高殿７丁目２番10号　河瀬文化　７号
債務者　入江　仁美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９２２号**
大阪府豊中市三和町３丁目７番22号、前住所大阪府豊中市庄内幸町２丁目２番29号
債務者　石原　良美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９３７号**
大阪府八尾市東久宝寺２丁目４番12―303号
債務者　元根猪一郎
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９３８号**
大阪府八尾市東久宝寺２丁目４番12―303号
債務者　元根亜由美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９４１号**
大阪府東大阪市寿町１丁目９番39号　特別養護老人ホームイースタンビラ
債務者　西本　澄子
法定代理人成年後見人　大依　憲治
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９４２号**
大阪市西淀川区歌島３丁目３番10号　ダイシンコーポ４Ｄ号室
債務者　稲葉　　弘
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９４３号**
大阪市浪速区敷津東３丁目５番１―1208号
債務者　上田　昌彦
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９４４号**
大阪市浪速区敷津東３丁目５番１―1208号
債務者　上田陽子こと　上田　幸枝
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９４８号**
大阪市東住吉区湯里３丁目２番９―907号
債務者　山形　暁子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１１３号**
岡山県津山市野介代605―２　市営住宅野介代団地55号、住民票上の住所岡山県津山市小田中1263番地
債務者　本郷　　公
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
岡山地方裁判所津山支部